

令和4年6月10日

## 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

福岡市農業委員会  
会長 中村 光明

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として位置づけられた。

このため、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、「農地等の利用の最適化」を一体的に進めることができるよう、法第7条第1項により、「農地等の利用の最適化の推進」に関する指針として、具体的な目標と推進方法を定めることとされている。

この指針については、令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、及び令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知（以下「局長通知等」という。）に基づき、以下のとおり具体的な目標を設定するものとする。

なお、単年度の具体的な活動については、「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

### 記

## 第1 成果目標

### 1 担い手への農地集積・集約化

(1) 担い手への農地利用集積目標 **令和13年度までに農地集積率35%**

#### 【目標設定の考え方】

局長通知等により、福岡市が定めた「福岡市農林業総合計画（令和4年3月）」及び「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和4年4月）」を踏まえ、令和13年度までの集積率35%を目標として設定する。

なお、各年度の目標については、「最適化活動の目標の設定等」において弾力的に設定するものとする。

■表1 担い手への農地の利用集積

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
管内の耕地面積	1,860ha	1,830ha	1,810ha	1,790ha	1,790ha	1,780ha
集 積 面 積	486.7ha	509.9ha	519.7ha	510.8ha	502.7ha	472.8ha
うち新規面積	9.8ha	10.5ha	10.7ha	10.2ha	14.1ha	12.9ha
農地集積率	26.2%	27.9%	28.7%	28.5%	28.1%	26.6%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

市、JA等、関係機関・団体と連携を図り、人・農地プランの中心的担い手に位置付けられる認定農業者など、担い手への農地利用集積の促進に向け、以下のとおり取り組む。

- ① 認定農業者の規模拡大目標に応じて、農地をあっせんする。
- ② 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を推進する。
- ③ 農地の売買または貸借を希望する所有者の農地情報をリスト化し、買いたい・借りたい意向を有する農業従事者に情報提供する「農地情報提供事業」を推進する。
- ④ 推進委員等による利用意向調査と連動した取組みにより担い手への集積を推進する。
- ⑤ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地中間管理機構などと連携した農地流動化を推進する。

2 遊休農地の解消

(1) 遊休農地の解消目標 令和8年度まで毎年度 1.2ha

※令和4年度以降に新規発生した遊休農地については、翌年度に解消する。

【目標設定の考え方】

局長通知第1の2(1)①イにより、令和3年度の遊休農地40.6ha（下表2の④）から課長通知第1の(2)により農地としての利用が困難とする原因が明らかな農地を除外して得られた面積を令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することから、当該遊休農地を毎年度5分の1ずつ減少させることを目標とする。

※下表3の遊休農地で原因が明らかでない差引農地⑥の合計を5で除する。

$$(40.6\text{ha} - 34.4\text{ha}) \Rightarrow 6.2\text{ha} \times 1 / 5 \div 1.2\text{ha}$$

■表2 遊休農地面積状況

(単位:ha)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
既存遊休農地解消 ①	6.6	12.7	8.7	9.1	11.0
山林化・転用等 ②	3.0	1.2	1.2	1.6	0.4
新規発生 ③	27.0	16.2	11.2	10.1	10.8
解消面積(①+②)-③	▲17.4	▲2.3	▲1.3	0.6	0.6
遊休農地面積④	38.2	40.5	41.8	41.2	40.6

■表3 令和3年度利用状況調査に基づく発生原因別状況

(単位:ha)

区分	遊休農地面積④	利用困難原因						差引⑥ (⑤-④)
		傾斜	不整形	狭小	未接道	湿田等	小計⑤	
既存遊休農地	29.8	1.7	16.0	1.0	3.9	2.6	25.2	4.6
新規発生	10.8	0.6	6.9	0.5	0.6	0.6	9.2	1.6
合計	40.6	2.3	22.9	1.5	4.5	3.2	34.4	6.2

## (2) 遊休農地解消に向けた具体的な推進方法

- ① 農業委員及び推進委員が連携して実施する農地の利用状況調査や日頃の農地パトロール等により遊休農地の状況の把握に努め、遊休化のおそれがある農地を含む遊休農地の所有者への戸別訪問をはじめとする利用意向調査を実施し、農地所有者の意向を踏まえた農地利用の調整を行う。
- ② 農業委員及び推進委員は人・農地プラン等、農業者等による話し合いの場へ積極的に参加し、農地所有者の離農もしくは規模縮小の意思等を把握した場合はすみやかに、JA等関係機関と連携しながら、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定など農地の移動を推進する。
- ③ 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（B分類荒廃農地）については精査の上、現況に応じて非農地判断を行い、守るべき農地と再生利用が困難な土地との明確化としての手続きを計画的に進める。
- ④ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地中間管理事業の活用により遊休農地の解消を図る。

## 3 新規参入の促進

### (1) 新規参入の促進目標

新規参入者の確保農地及び所有者の貸借等内諾面積として**毎年度8.2ha**

#### 【目標設定の考え方】

局長通知等により、平成28年度から平成30年度までの各年度において権利の設定または移転が行われた農地の面積から、農地中間管理機構に農地中間管理権が設定された農地を除外した面積（下表4）の平均の1割について、新規参入者への貸し付け等を行う面積を目標とする。

※下表4から  $82.8\text{ha} \times 1 / 10 = 8.2\text{ha}$

■表4 農地の移動等状況

(単位:ha)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
農地法第3条①	18.2	13.1	12.9	16.7
利用権設定等促進事業②	84.4	57.7	72.9	71.7
【除外】中間管理権③	0	10.6	0.2	3.6
計(①+②-③)	102.6	60.2	85.6	82.8

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ① 市、県及びJA等関係機関と連携しながら、就農希望者への農地相談対応や研修会の開催、各種補助制度や融資制度等の情報提供等を随時実施する。
- ② 農業委員及び推進委員の情報をもとに、新規就農希望者の意向に応じた農地（農機具小屋等を含む）の紹介を行うとともに、経営の安定や地域への定着に向けた支援として、就農に関する相談対応や見守り・技術的助言等、地域と一体となった支援活動を推進する。
- ③ 若年者だけでなく定年退職者など多様な新規参入を促進する。
- ④ JAの部会や地域イベントへの参加等、地域に溶け込んだ取組みを推奨していく。

## 第2 活動目標

### 1 活動日数目標

推進委員等の一人一人の日常活動をより重視し、月10日以上活動を目標とする。

■表5 (参考) 日常活動としての日数積み上げのイメージ (全国農業会議所資料)

番号	活 動 内 容	頻 度	日/月
1	自分の圃場との行き来と併せた「農地の見守り」	週に1回	4
2	担当地区の農地の見守り	月に1回	1
3	事務局との打ち合わせ(電話連絡でも可)	月に1回	1
4	他の推進委員等同士の打ち合わせ	月に1回	1
5	一月の活動記録の取りまとめ	月に1回	1
6	仲間の農家と話をする、戸別訪問をする	月に2人	2
		計	10

### 2 活動強化月間の設定目標

少なくとも年間3回・月(農地利用状況調査の月を除く)以上設定することとされており、利用権設定月(2・4・6・11月)に向け、申出書の送付時期(概ね6ヶ月前)である5、11、12月の3月とし、順に5月は「遊休農地の解消」、11月は「新規参入の促進」、12月は「農地の集積」をテーマに取り組む。

### 3 新規参入相談会への参加目標

農林水産物の生産者や市場流通関係者と消費者である市民の方々との相互の理解と認識を深めることなどを目的に、例年、11月に「福岡市農林水産まつり」が開催され、その会場内に新規就農相談コーナーが設けられることから、相談コーナーへの推進委員1名以上の参加を目標とする。